

社会福祉法人やまだい福祉会

保育ソーシャルワーカーからのアドバイス！ ～その2～

ここに記載の情報は岸和田市以外にお住まいの方は参考になさらないでください。

Q&A: 育児休業復帰のタイミングは?? (2・3号認定)

よく頂くご質問ですが、かなり難しい質問です。ご家庭・会社の状況により様々ですので、一概にアドバイスはしがたいのです・・・。

とりあえず、育児休業復帰時期を考える上で、押さえておくべきポイントを挙げてみます。(平成 29 年 11 月 17 日現在の情報です)

- ・岸和田市の場合は基本的に**入所日に職場復帰が必要**。(ならし保育実施施設の場合は特例あり)
- ・入所希望日に入れなかった場合は、育休を延長させてもらうか、仕事復帰するほかない(祖父母に頼ったり、一時保育や認可外などを頼ったり・・・)
- ・入所は年齢・月齢が早いほど入りやすい。
- ・**4月1日付入所は一番入りやすく、内定連絡は一か月前(2月下旬ごろ)**。申請締切日に注意。
- ・4月1日付**以外**の**年度途中入所は入りにくく、内定連絡は入所日の約一週間前**。また年度の後半になるにつれていっそう入りにくい傾向あり。
- ・年度途中入所は、原則毎月1日か16日で、1月16日が最終。それ以降は新年度までない。
- ・兄弟が保育施設に入所している状況で、育児休業を取得する場合、兄弟は継続して保育施設を利用できるが、最長で産まれた子が1歳を迎える年度末までしか利用できない。(それ以降は職場復帰しないと兄弟が退所になってしまう)
- ・育児休業明けの職場復帰は入所選考において、付加点がある。
- ・ご家庭の事情(できる限り長く子どもを看てあげたい・・・など)
- ・会社の事情(復帰予定日はある程度決まっておいてほしい・・・いつ復帰できるのか=入所できるのか分からないのは、労務管理や予算上厳しい。できたら年度初めに戻ってきてもらえると助かる・・・など) ※法令上、職場復帰のタイミングは労働者の選択に委ねられることが原則です。

以上のように、かなり複雑です。

次に、「入所希望日」ごとの保護者と会社のメリット・デメリットを整理してみましたので、ご参照ください。なお、この情報は、平成 29 年 11 月 17 日現在の情報ですので、十分にご注意ください。

入所希望日	保護者			会社		
	メリット	デメリット	その他	メリット	デメリット	
0歳児 (産まれた年度)	産まれた年度中の日付での年度途中入所を申請する。	どの選択肢よりも入所の機会に恵まれる。早くに職場復帰ができる。競争相手が少なく、保育に欠ける点数が低くても入りやすい。 ※育児給付金関連1	もう少し大きくなるまで家で見てあげたいという思いとぶつかる。早くに仕事復帰しないといけない。年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。	その年度中に入所可能月齢に達しない場合は申請できない。1/16を過ぎてからの年度途中入所日はない。	どの選択肢よりも早く職場復帰してもらえる機会に恵まれる。	年度途中入所は復帰日が不透明。
0歳児 (1歳に達する年度)	4月1日付入所を申請する。(申請締切日が多いので注意)	4/1 付入所は入りやすいので、おそらく入所できるだろうと見通しがつく。競争相手が少なく、保育に欠ける点数が低くても入りやすい。 ※育児給付金関連1	選考漏れすると、年度途中入所待ちとなり、入所日＝復帰日の見通しがつかなくなる。誕生月が遅いと、より早く育児休業を切り上げないといけない。	4/1 付で、入所可能月齢に達しない場合は申請できない。	おそらく入所できるだろうと、労務管理上一定の見通しがつく。	選考漏れすると、年度途中入所待ちになり、復帰日が不透明になる。
	4月1日を過ぎて、且つ1歳の誕生日以前の日付での年度途中入所を申請する。	他年齢と比べると、年度途中入所でもまだ入りやすい。 ※育児給付金関連1	年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。	年度の早い時期の方が入りやすい。1/16を過ぎてからの年度途中入所日はない。		年度途中入所は復帰日が不透明。
	4月1日を過ぎて、且つ1歳の誕生日を過ぎた日付での年度途中入所を申請する。	他年齢と比べると、年度途中入所でもまだ入りやすい。	年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。 ※育児給付金関連2	年度の早い時期の方が入りやすい。1/16を過ぎてからの年度途中入所日はない。		年度途中入所は復帰日が不透明。

※兄弟が保育施設利用(2・3号認定)をしていて、育児休業を取得する場合は、産まれた子が1歳に達する年度末までは継続利用することができ、遅くとも次年度の4月1日までは職場復帰する必要があります。

1歳児 (2歳に達する年度)	4月1日付入所を申請する。(申請締切日が多いので注意)	1歳児の4/1付入所はまだ入りやすい。	入所選考での競争相手が増える。選考漏れすると、年度途中入所待ちとなり、入所日＝復帰日の見通しがつかなくなる。 ※育児給付金関連2		おそらく入所できるだろうと、労務管理上一定の見通しがつく。	選考漏れすると、年度途中入所待ちになり、復帰日が不透明になる。
	4月1日を過ぎてからの日付での年度途中入所を申請する。		入所が難しくなってくる。年度途中入所は入所日＝復帰日の見通しが見つからない。 ※育児給付金関連2	年度の早い時期の方が入りやすい。1/16を過ぎてからの年度途中入所日はない。		年度途中入所は復帰日が不透明。

※2歳児以降は、よりいっそう入りにくい傾向にあります。

※「*歳児」の考え方について。保育業界では一般的に毎年4月1日時点でA歳の子は、その年度の間はA歳児と呼ばれることがあります。

例えば、平成29年4月1日で3歳の誕生日を迎えるお子様は、その年度(平成29年4月1日～平成30年3月31日)の間は、「3歳児」と呼ばれ、その年度に4歳に達する子どもたちと同学年とされます。

一方、4月2日に3歳の誕生日を迎えるお子様は、4月1日時点では2歳なので、その年度の間は2歳児と呼ばれ、その年度に3歳に達する子ども達と同学年とされます。(つまり、学年で見ると、4月1日生まれの子が一番誕生日の遅い子になります。これは小学校進学後も同じです。)

以下は、表の「※印」についての記述ですが、おおまかな情報のみを記載しています。育児休業給付金の延長に関しては非常に細かい条件がありますので、育児休業取得前には、お勤めの会社の労務管理を担当されている方に十分にご確認ください。

※育児給付金関連 1：育児休業給付金の支給対象で、且つ保育施設への入所希望日が 1 歳の誕生日以前の日付の方について、選考漏れし、入所できない状態となり、引き続き育児休業を延長取得する場合、原則 1 歳の誕生日の前々日までとされている育児休業給付金の支給対象期間が 2 歳の誕生日の前々日までに延長される場合があります。

※育児給付金関連 2：育児休業給付金の支給延長は、原則最初から 1 年以上の長期休業をとれる方を対象にしていません。そのため、保育施設への入所希望日が 1 歳の誕生日以前の日付ではなく、誕生日を過ぎた日付である場合は、入所選考漏れし、育児休業を延長取得したとしても、育児休業給付金の支給対象期間が延ばされることはありません。